

木城町告示第11号

平成25年第3回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年4月25日

木城町長 田口 晃史

1 期 日 平成25年5月1日（水）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

後藤 和実君

堀田 廣幸君

原 博君

税田 輝房君

神野 源生君

山田 秋吉君

宮崎 勝正君

中竹 義一君

中村 一也君

甲斐 政治君

○応招しなかった議員

平成25年 第3回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

平成25年5月1日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成25年5月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
- ①議会運営委員、特別委員の辞任について
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度木城町一般会計補正予算 第7号)
- 日程第7 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第8 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第9 委員会付託の省略
- 日程第10 議案に対する質疑
- 日程第11 常任委員の選任について
- 日程第12 議会運営委員の選任について
- 日程第13 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告

①議会運営委員、特別委員の辞任について

- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度木城町一般会計補正予算 第7号)
- 日程第7 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第8 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第9 委員会付託の省略
- 日程第10 議案に対する質疑
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 日程第11 常任委員の選任について
- 日程第12 議会運営委員の選任について
- 追加日程第5 特別委員の選任
- 追加日程第6 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
- 追加日程第7 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第8 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第13 各委員会の閉会中の調査

出席議員 (10名)

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中井 諒二君 議事調査係長 鍋倉 貴行君
書 記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	小野 順章君	総務課長	横田 学君
財政課長	田中 義彦君	会計管理者	伊藤 章君
企画課長	淵上 達也君	環境整備課長	石井 雄二君
教育課長	加藤 伸一君	税務課長	長友 英親君
福祉保健課長	中村 宏規君	町民課長	押川 道彦君
産業振興課長	間吉田辰郎君		

午前9時00分開会

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ちご案内をいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ご報告いたします。副町長から他の会議への出席により、本会議に遅れる旨の届け出がありました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成25年第3回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

平成25年第3回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、4月26日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、宮崎勝正君、9番、中竹義一君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告を行います。

まず、議会運営委員、特別委員の辞任についての報告を行います。

去る4月30日付で、議会運営委員会の委員5名、議会広報編集特別委員会の原博委員、堀田廣幸委員の辞任を、委員会条例第11条第2項の規定により、議長において許可いたしましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第34号

日程第5. 議案第35号

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第37号

日程第8. 議案第38号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第34号から日程第8、議案第38号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） まず、平成25年第3回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、

議員の皆様には何かとご多用の中にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第34号から38号に至る5議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第35号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第36号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成24年度木城町一般会計補正予算第7号であります。地方交付税・地方譲与税等の交付決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算第7号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,268万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,868万6,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町税3,233万1,000円、地方譲与税446万5,000円、地方消費税交付金809万8,000円、地方交付税減額6,251万5,000円、国庫支出金減額1,235万4,000円、繰越金6,055万5,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費5,861万円、民生費減額3,936万円、衛生費減額712万円、農林水産業費減額3,982万2,000円、土木費減額1,825万円等であります。

次に、議案第37号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。国庫支出金等が3月末に確定いたしました。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算第4号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ939万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億50万2,000円にするものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料157万円、国庫支出金減額123万1,000円、繰入金減額1,000万円等であります。

歳出は、簡易水道費減額647万円、予備費減額292万1,000円であります。

議案第38号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算第4号であります。使用料及び手数料、繰入金等が3月末に確定いたしました。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算第4号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ191万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,941万7,000円にするものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料471万円、繰入金減額300万円等であります。

歳出は、公共下水道費減額230万円、予備費421万円であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議の上、承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前9時10分休憩

午前9時22分再開

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。

日程第9. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第9、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第34号から議案第38号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第38号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第10. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第10、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第34号から議案第38号に至る議案の1議案ごとの質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第34号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第34号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第35号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第35号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第35号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第36号専決処分の承認を求めるについて（平成24年度木城町一般会計補正予算第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第36号に対する質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 31ページになります。この場での質問に適正かどうか、ちょっとわかりませんが、川原自然公園の運営余剰金149万9,000円です。管理運営について、最近は見直して、川原自然公園については、いろんな努力をされている。余剰金が年間の運営管理が875万8,000円で、150万円程度の余剰金が出たということについては、非常に敬意を表する、値するというふうに思っておりますが、その他の指定管理団体、えほんの郷、湯らら、ここについての余剰金はあったのかないのか。あったとすれば、内部留保として保留がしてあるのかどうか。特に、湯ららについては1,995万円の当初の管理委託料が払われておりますが、営業が6カ月間程度ということで、経費も当然半分ということになるわけですが、当然ここに余剰金として出てくるべきではないかと思いますが、どうでしょう。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） お答えいたします。

まず、えほんの郷につきましては、余剰金は発生しておりません。あと、湯ららにつきましては、平成23年度が終わった時点で、余剰金が発生しておりましたが、11月から閉鎖をすることで、それに管理運営費がいくらかわからないので、一応、内部で留保しておいてくださいという形で町への返還は求めませんでした。形といたしましては、閉館いたしておりますが、浄化槽とかあるいは電気、そういったものの管理運営費は発生しております。それと、職員に対する人件費等もありまして、収入のない中で管理費だけが出ていくというような状況でしたので、まだ24年度の金額については、決算が終わっておりませんが、23年度の余剰金についてはここでは計上していないということ、報告させていただきます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 湯ららの改修工事のときの委員会の中でも、それから全員協議会の中でも、私が相当質問した中で、本年度の人件費等については、常雇いについては、一旦、解雇して失業保険で対応できると。社員について、営業していないのに、給与は満額出すのか、あるいは賞与まで、いわゆるボーナスまで出すのかという質問をしたときに、課長の返答は余剰金が800万円程度あるから、その中で今年度については運営ができるので、管理委託については、24年度は支出をする必要がないというふうに答弁されたと思いますが、間違いありませんか。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 余剰金が800万円あるというのは、報告しておりません。安定基金が800万円ほどあるということで、管理運営費と安定基金を合わせた中で、24年度は乗り

切れるのではないかという形で報告をしております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 詳しくはまた別の機会で質問しますが、1つだけ1,995万円使ってしまったのか、そうでないのかだけお答えください。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 決算が終わっておりませんので、今現在で報告いたしかねます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 35ページの定住促進奨励報償費でございしますが、マイナスになっているのですが、24年度の成果についてどうあったのか教えていただきたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 24年度の交付実績について報告させていただきます。転入奨励金につきましては18件の180万円、それから新築取得奨励金が15件の1,477万7,000円、購入取得奨励金が1件の80万円、出産祝金が16件の160万円、第3子以降の出産祝金が10件の200万円、それから就学祝金が25件の375万円、商工業起業奨励金が1件の50万円で、合わせて2,522万7,000円を出しております。

24年度につきましては、転入者が149名、それから転出者が124名、出生者数が41名、死亡者数が59名となっております。数字では、以上を報告させていただきます。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第36号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第37号専決処分の承認を求めるについて（平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第37号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第38号専決処分の承認を求めるについて（平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第38号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

これより、議会構成に係る議事を進めますので、執行部の皆様は退場をお願いいたします。関連する議事が終了いたしましたら、改めてご連絡いたしますので、ご出席をお願いいたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前9時35分休憩

午前9時43分再開

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。

本来、議長の任期は地方自治法第103条第2項の規定では、議員の任期によるとなっております。

ますが、議会申し合わせ事項により、議長の職を辞職したく、副議長に辞職願を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、しばらく休憩します。

午前9時44分休憩

午前9時45分再開

○事務局長（中井 諒二君） ご報告申し上げます。ただいま甲斐議長から会議規則第97条の規定による辞職願が提出されました。地方自治法第106条の規定により、議長の選挙が終わるまで、原副議長に議長の職務を行っていただきます。原副議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○副議長（原 博） 再開いたします。

ただいま局長から報告がありましたように、議長の選挙が終了するまで、議長の職務を行います。

議長甲斐政治君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（原 博） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、甲斐政治君の退場を求めます。

〔11番 甲斐 政治君 退場〕

○副議長（原 博） ここで、議事調査係長に辞職願を朗読させます。

○議事調査係長（鍋倉 貴行君） 平成25年5月1日、木城町議会副議長原博殿、木城町議会議長甲斐政治。

辞職願。このたび議会の申し合わせ事項により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（原 博） お諮りいたします。甲斐政治君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、甲斐政治君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

甲斐政治君の着席を求めます。

〔11番 甲斐 政治君 着席〕

○副議長（原 博） 甲斐政治君の議長の辞職につきましては、許可されましたので告知します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（原 博） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、甲斐政治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました甲斐政治君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました甲斐政治君が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました甲斐政治君を紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。
甲斐政治君。

○議員（11番 甲斐 政治君） 一言、ご挨拶をいたします。議員の皆さんの深いご理解のもとに、議長の職を再度預かることになりました。大変深く感謝を申し上げるとともに、身に余る光栄だと思っております。また、その議長の職に甘んずることなく、しっかりと務めてまいりたいと思います。次の改選まで残すところ2年となりましたので、これまで以上に大切な2年間だと思っております。議会そして議員の機能、存在感が町民の皆さんにしっかりと理解していただくために、皆様のご協力とご指導を賜りたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○副議長（原 博） 挨拶が終わりました。

以上で、議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

甲斐政治議長、議長席にお着き願います。

ここで、しばらく休憩といたします。

午前9時52分休憩

午前9時52分再開

〔議長交代〕

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。

先ほど、副議長原博君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（甲斐 政治） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原博君の退場を求めます。

〔3番 原 博君 退場〕

○議長（甲斐 政治） ここで、議事調査係長に辞職願を朗読させます。

○議事調査係長（鍋倉 貴行君） 平成25年5月1日、木城町議会議長甲斐政治殿、木城町議会

副議長原博。

辞職願。このたび議会の申し合わせ事項により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） お諮りいたします。原博君の副議長の辞職を許可することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、原博君の副議長の辞職を許可すること
に決定いたしました。

原博君の着席を求めます。

〔3番 原 博君 着席〕

○議長（甲斐 政治） 原博君の副議長の辞職につきましては、許可されましたので告知します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程
第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程
第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長の選挙

○議長（甲斐 政治） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指
名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定
いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。
副議長に、宮崎勝正君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました宮崎勝正君を副議長の当選人と定めるこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮崎勝正君が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました宮崎勝正君を紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。8番。

○議員（8番 宮崎 勝正君） ただいま副議長ということで、皆さんの承認をいただいたところでございます。本当に身に余る光栄でございます。またそれとともに、責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。今後は、あと2年間、議長を補佐して、町民の安心、安全な生活ができることを目的として議長の補佐を務めさせていただきますので、議員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（甲斐 政治） 挨拶が終わりました。

これより、各委員会委員の選任及び一部事務組合議会議員の選挙について、議事を進めてまいります。

日程第11. 常任委員の選任について

○議長（甲斐 政治） 日程第11、常任委員の選任を議題といたします。

常任委員の任期については、委員会条例第3条の規定により、2年と定められており、新たに選任することになります。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。定数とも勘案の上、調整して指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから常任委員の指名を行います。

まず、総務常任委員に原博君、堀田廣幸君、神野源生君、中竹義一君、甲斐政治君、以上5名を。

次に、産業建設常任委員に後藤和実君、中村一也君、税田輝房君、山田秋吉君、宮崎勝正君、以上5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

日程第12. 議会運営委員の選任について

○議長（甲斐 政治） 日程第12、議会運営委員の選任を議題といたします。

議会運営委員の任期については、委員会条例第4条の2第3項の規定により、2年と定められており、新たに選任することになります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。定数とも勘案の上、調整して指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に神野源生君、中村一也君、後藤和実君、原博君、山田秋吉君、以上5名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、特別委員の選任についてであります。

お諮りいたします。先ほどの諸報告で報告いたしましたとおり、閉会中に議長において特別委員の辞任を許可しておりましたので、会議規則第22条の規定により、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5. 特別委員の選任

○議長（甲斐 政治） 追加日程第5、特別委員の選任を議題といたします。特別委員会は、委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する事項については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置しております。

お諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。欠員数に応じて、指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。

議会広報編集特別委員の2名に、宮崎勝正君、神野源生君を指名いたします。

以上で、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は終了いたしました。

委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

ここで、しばらく休憩いたしますので、各委員会とも委員会を開き、委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長の手元まで、報告をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時02分再開

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。

ただいま各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果がまいりましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に原博君、副委員長に堀田廣幸君、産業建設常任委員会委員長に後藤和実君、副委員長に中村一也君、議会運営委員会委員長に神野源生君、副委員長に中村一也君、議会広報編集特別委員会委員長に中竹義一君、副委員長に宮崎勝正君が互選されました。

次に、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出についてであります。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第5条の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員1名となっております。現在、本町議会から選出する議員1名枠に欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（甲斐 政治） 追加日程第6、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を議題といたします。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、選出の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に、原博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました原博君を、宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに原博君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に当選されました原博君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙についてであります。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合同規約第5条の規定により、関係市町村の議会において、議員の中から2名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員2名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治） 追加日程第7、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を議題といたし

ます。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に、甲斐政治君と原博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました甲斐政治君と原博君を、西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました甲斐政治君と原博君が、西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました甲斐政治君と原博君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙についてであります。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合規約第5条及び第6条の規定により、議会において、議員の中から3名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員3名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治） 追加日程第8、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に、宮崎勝正君、原博君、中竹義一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました宮崎勝正君、原博君、中竹義一君を、高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮崎勝正君、原博君、中竹義一君が、高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま、高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました宮崎勝正君、原博君、中竹義一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙についてであります。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、関係市町の議会において、議員のうちから1名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第9. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治） 追加日程第9、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、甲斐政治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました甲斐政治君を、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました甲斐政治君が、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

以上で、議会の構成替えに伴う議事の全てが終了いたしましたので、執行部の入場を求めたいと思います。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時20分再開

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。

執行部の皆様にご出席いただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

このたび議会構成替えにより、議員の皆様のご理解により再び議長の職を担うことになりました甲斐政治です。議会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。今、改めて誉れであると同時に職務の重大さを痛感をしております。議長の職におごることなく議会が円滑に進行できるよう努力していく決意であります。また、誰もが住みたい、住んでみてよかったといわれる安全で

安心な、そして持続可能なまちづくりのため執行部とともに議員一丸となって、取り組んでまいりたいと思います。

田口町長を初め、執行部の皆様にはご高配いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。大変粗辞ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、新しい議会構成については、お手元に配りました構成表のとおり選任されました。常任委員については、任期が5月1日までとなっており、5月2日から新しい議会構成になります。執行部の皆様のご協力をお願いいたします。

日程第13. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第13、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会にかかわる事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、平成25年第3回木城町議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

旧副議長

署名議員

署名議員